



一ご利用ガイドー



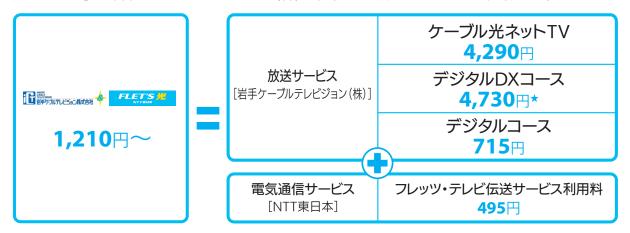
はじめに

この度は、「岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光」をお申し込みいただきまして誠にありがとうございます。本書では、「岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光」のサービス内容および視聴方法等について記載しておりますので、サービスご利用前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光とは

「岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光」は、フレッツ光等を利用して地上デジタル放送・BSデジタル放送などを受信できるサービスです。ご利用にはNTT東日本が提供する「フレッツ・テレビ伝送サービス」と、岩手ケーブルテレビジョン(株)が提供する放送サービスのご契約が必要です。



★STB(セットトップボックス1台の利用料を含みます。

■サービスの特長



光回線を利用して映像を配信するため、UHFアンテナやパラボラアンテナ等を設置する必要がありません。

現在電波障害地域にお住まいの場合でも、安定した映像をご覧いただけます。

CSデジタル放送

ケーブル光ネットTVをご利用の場合、基本視聴チャンネル内でCSデジタル放送44チャンネルを視聴可能です。

さらにオプション契約で最大プラス7チャンネルが視聴可能です。

44ch

4K8K 衛星放送

9ch

宅内の受信設備を大幅に変える必要なく4K放送・8K放送 9チャンネルをご覧いただけます。 ※4K8K衛星放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。

※一部のチャンネルの視聴には専用アダプターが必要となります。詳しくは岩手ケーブルテレビジョン(株)にお問い合わせください。 ※別途視聴料等が必要な場合があります。

■提供条件

■提供エリア

2025年10月現在、岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ 光の提供エリアは盛岡市、滝沢市、紫波郡紫波町、矢巾町となります。

なお、最新の提供エリアについては、フレッツ公式ホームページ (https://flets.com/catv/iwate/)をご覧いただくか、0120-116116へお問い合わせください。

■フレッツ光等のご契約

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光のご利用にはフレッツ光等のご契約が必要となります。

なお、対応のサービスタイプは次のとおりとなります。

- ●フレッツ 光クロス
- ●フレッツ 光ネクスト ギガファミリー・スマートタイプ ファミリー・ギガラインタイプ ファミリー・ハイスピードタイプ ファミリータイプ
- ●ひかり電話ネクスト

■契約の単位

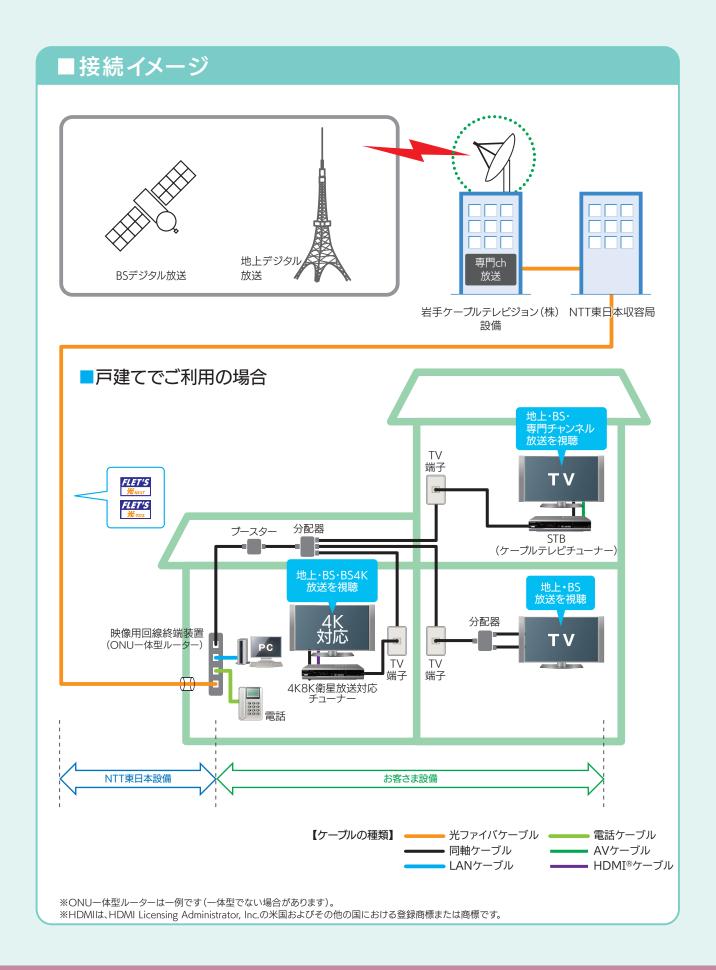
岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光のご契約は1のフレッツ光等について1契約となります。

■事業者契約

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光のご利用には岩手ケーブルテレビジョン(株)が提供する放送サービスの契約が必要となります。

■回線終端装置

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光をご利用いただくには、NTT東日本が用意する映像用回線終端装置をお客さま宅内に設置する必要があります。



◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■月額利用料

■岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光の月額利用料

		日常語 FLET'S M			
		ケーブル光ネットTV デジタルDXコース		デジタルコース	
岩手ケーブ/ &フレッツ分 月額利用料	_	4,785円 「フレッツ・テレビ伝送サービス利用料: 495円 ケーブル光ネットTV視聴料: 4,290円*1	5,225 円 [フレッツ・テレビ伝送サービス利用料: 495円] デジタルDXコース視聴料: 4,730円*2	1,210円 「フレッツ・テレビ伝送サービス利用料: 495円」 「デジタルコース視聴料: 715円	
フレッツ光等	戸建てに お住まいの場合	5,	「フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプの場合」		
月額利用料	ひかり電話ネクスト をご利用の場合	2,750 円 ※インターネットのご利用はできません		基本プランの場合	
月額料金	戸建てにお住まいの場合	1 0,725 ฅ	11,165	7,150⊓	
合計	ひかり電話ネクスト をご利用の場合	7, 535ฅ	7,975ฅ	3,960ฅ	

- ★1 お客様所有のデジタル放送受信機3台までの利用料です。4台目以降のデジタル放送受信機でCS放送を視聴する場合には、3台ごとに 4,290円/月の追加の利用料が必要です。詳しくは岩手ケーブルテレビジョン(株)にお問い合わせください。
- ★2専門チャンネルをご視聴いただくためにSTBが必要です。STBのご利用料金(1台まで)は月額利用料に含まれます。2台目以降の料金は3,080円/1台です。詳しくは岩手ケーブルテレビジョン(株)にお問い合わせください。
- ★3プロバイダ料金は含んでおりません。

※岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光をご契約可能なフレッツ光等のサービスタイプについてはP.3をご確認ください。 ※NHK受信料は含まれません。

※上記、「ケーブル光ネットTV」、「デジタルDXコース」、「デジタルコース」の料金については、岩手ケーブルテレビジョン(株)からの請求となります。 ※ご利用料金のお支払いについてはP.13をご確認ください。

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■初期費用

区分		金額
フレッツ・テレビ伝送サービス	フレッツ光等と同時工事の場合	3,300円
工事費	フレッツ・テレビ伝送サービス単独工事の場合	11,550円
	加入料	5,500円
岩手ケーブルテレビジョンの	宅内標準工事費(例)*	11,000円
放送サービスに係る初期費用	STB操作用リモコン料	3,300円
	HDMIケーブル料	1,650円

- ★1 記載の金額はテレビ1台の設置工事を実施した場合の例です。お客さま宅内の設備状況によって宅内工事費は異なります。具体的な工事 内容および費用につきましては、岩手ケーブルテレビジョン㈱にお問い合わせください。
- ※ ケーブル光ネットTVコースをご契約の場合、初期費用としてケーブル光ネットTV初期登録料2,200円が別途必要となります。
- ※ 上記は岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に関する初期費用です。フレッツ光等を新規にお申し込みの場合、別途フレッツ光に関する初期費用が必要となります。

■視聴可能な放送サービス

番組名

NHK BS プレミアム4K ◆ NHK BS8K ◆☆

ショップチャンネル 4K

番組名

BS日テレ 4K

BS朝日 4K

BS-TBS 4K

BSフジ 4K

4K QVC

BSテレ東 4K

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光で視聴可能な放送サービス等は、以下のとおりです。

●「ケーブル光ネットTV」「デジタルDXコース」「デジタルコース」で視聴可能

■地上デジタル・コミュニティch ■BSデジタル

■4K8K衛星放送 チャンネル 番号

102

141

151 161

171

181

チャンネル

番号 763

764

766

953

チャンネル 番号	番組名
011	NHK総合◆
021	NHK Eテレ◆
041	テレビ岩手
051	岩手朝日テレビ
061	IBC岩手放送
081	岩手めんこいテレビ
101	ICT市民チャンネル2
111 • 112	ICT市民チャンネル

チャンネル 番号	番組名	チャンネル 番号	番組名
101	NHK BS	192	WOWOW ライブ◆
141	BS日テレ	193	WOWOW シネマ
151	BS朝日	200	BS10
161	BS-TBS	201	BS10プレミアム◆
171	BSテレ東	231	放送大学テレビ (メイン)
181	BSフジ	232	放送大学テレビ (サブ)
211	BS11	531	放送大学 (ラジオ)
222	BS12 TwellV	260	J:COM BS
191	WOWOW プライム	265	BSよしもと

デジタルDXコースで視聴可能

■オプションチャンネル(有料)

衛星劇場

810・811 グリーンチャンネル

東映チャンネル

パラダイステレビ

テレ朝チャンネル1

チャンネル 番号	番組名	チャンネル 番号	番組名
700	えんてれ	753	時代劇専門チャンネル
707	みちのくレースシアター(岩手競馬)	755	スーパー!ドラマTV #海外ドラマ☆エンタメ
708	ジュエリー☆GSTV	756	ムービープラス
709	放送大学	757	アクションチャンネル
710	ショップチャンネル	759	ザ・シネマ
724	囲碁・将棋チャンネル	772	MTV
725	女性チャンネル♪LaLa TV	773	MUSIC ON! TV(エムオン!)
730	J SPORTS3	774	歌謡ポップスチャンネル
731	J SPORTS1	781	キッズステーション
732	J SPORTS2	782	アニマックス
734	スカイA	790	日経CNBC
735	GAORA SPORTS	792	CNN j
737	ゴルフネットワーク	794	TBSニュースバード
741	釣りビジョン	796	ディスカバリーチャンネル
751	ファミリー劇場	798	ヒストリーチャンネル 日本・世界の歴史&エンタメ
752	日本映画専門チャンネル		

ケーブル光ネットTVで視聴可能

■CSデジタル

■BSデジタル

チャンネル	番組名	チャンネル	番組名
番号	田心口	番号	田心口
CS055	ショップチャンネル	CS322	音楽・ライブ!スペースシャワーTV
CS161	QVC(キューヴィーシー)	CS323	MTV
CS218	東映チャンネル	CS324	ミュージック・エア
CS223	映画チャンネルNECO	CS325	MUSIC ON! TV(エムオン)
CS227	ザ・シネマ	CS329	歌謡ポップスチャンネル
CS240	ムービープラス	CS330	キッズステーションテレビ・アニメ・劇場版・OVA
CS254	GAORA SPORTS	CS331	カートゥーンネットワーク海外アニメ国内アニメ
CS257	日テレジータス	CS340	ディスカバリーチャンネル
CS262	ゴルフネットワーク	CS341	アニマルプラネット
CS293	ファミリー劇場	CS342	ヒストリーチャンネル日本・世界の歴史&エンタメ
CS295	MONDO TV	CS349	日テレNEWS24
CS297	TBSチャンネル2名作ドラマ・スポーツ・アニメ	CS350	スカイA
CS300	日テレプラスドラマ・アニメ・音楽ライブ	CS351	TBS NEWS
CS301	エンタメ〜テレ☆シネドラバラエティ	CS353	BBCワールドニュース
CS305	チャンネル銀河歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた	CS354	CNN j
CS307	フジテレビONEスポーツ・バラエティ	CS363	囲碁・将棋チャンネル
CS308	フジテレビTWOドラマ・アニメ	CS392	時代劇専門チャンネル
CS310	スーパー!ドラマTV#海外ドラマ☆エンタメ	CS394	ホームドラマチャンネル韓流・時代劇・国内ドラマ
CS311	アクションチャンネル	CS396	TBSチャンネル1最新ドラマ・音楽・映画
CS314	女性チャンネル♪LaLa TV	CS398	テレ朝チャンネル1
CS316	ミステリーチャンネル	CS399	テレ朝チャンネル2
CS317	KBS World 韓流専門チャンネル	CS800	スポーツライブ+

	チャンネル 番号	番組名
	236	アニマックス
	242	J SPORTS1
	243	J SPORTS2
	244	J SPORTS3
	251	釣りビジョン
/A	252	WOWOWプラス
Х	255	日本映画専門チャンネル

■オプションチャンネル(有料)

チャンネル 番号	番組名
BS234	J SPORTS4
BS245	グリーンチャンネル
CS219	衛星劇場
CS290	TAKARAZUKA SKY STAGE
CS309	フジテレビNEXTライプ・プレミアム
CS318	Mnet
CS333	アニメシアターX(AT-X)

[◆] は別途受信料/視聴料が必要です。☆は専用アダプターが必要です。 詳しくは岩手ケーブルテレビジョン(株)にお問い合わせください。 ※ご覧になるには、各放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。 ※チャンネルによってはセットでのお申し込みとなる場合がございます。 詳しくは岩手ケーブルテレビジョン(株)にお問い合わせください。

ご視聴までの流れ

■各種ご案内の送付

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光をお申 し込みいただいたお客さまへ各種ご案内が届 きます。

※「ご利用ガイド(本資料)」については、「開通のご案内」 をご確認いただき、お客さまにてダウンロードいただき ます。

NTT東日本よりお届けするもの

【開通のご案内】



■ご用意いただくもの

岩手ケーブルテレビジョン(株)からレンタルされるSTB(ケーブルテレビチューナー)を接続することで、現在ご利用中のテレビで地上・BSデジタル放送、専門チャンネル放送が視聴可能となります。

デジタルチューナー搭載テレビ



デジタルチューナー搭載テレビ

4K8K衛星放送を視聴する場合は、4K8K衛星放送対応チューナー内蔵テレビ、もしくは4K・8K対応テレビおよび4K8K衛星放送対応チューナーの組み合わせのどちらかが必要になります。また、一部のチャンネルの視聴には別途専用アダプターが必要です。詳しくは岩手ケーブルテレビジョン(株)にお問い合わせください。



4K8K衛星放送対応チューナー内蔵テレビ

または



4K・8K対応テレビ (チューナー非内蔵) 4K8K衛星放送 対応チューナー

ご視聴までの流れ

l回線工事(NTT東日本)

お申し込みの際に決定した工事日にNTT東日 本の工事担当者が訪問し、回線工事を行いま す。



光ファイバの引き込み工事等を実施後、映像 用回線終端装置を設置し、接続試験などを行 います。



ご利用中の光ファイバに、映像用回線終端装 置を設置し、接続試験などを行います。

※回線終端装置を交換する場合がございます。



■テレビ接続工事

お申し込みの際に決定した工事日に岩手ケー ブルテレビジョン(株)の工事担当者が訪問し、 テレビ接続工事を行います。

工事内容

回線工事終了後、テレビ接続工事を実施します。 お客さま宅内の設備状況によって宅内工事の 内容は異なります。

具体的な工事内容につきましては、岩手ケーブ ルテレビジョン(株)にお問い合わせください。





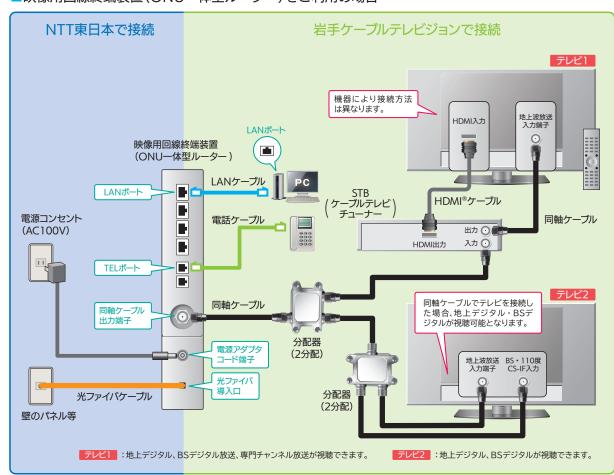


ご視聴開始

機器の接続例

■テレビ接続工事後の接続例(テレビ2台の場合)

■映像用回線終端装置(ONU一体型ルーター)をご利用の場合

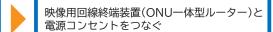


- ※上記はNTT東日本「映像用回線終端装置(ONU一体型ルーター)」をご利用の場合の代表的な接続例です。
- お客さまのご利用環境によって装置・接続方法が異なりますので、詳しくはご利用の装置の取扱説明書をご覧ください。
- ※機器については、機種により形状が異なります。
- ※HDMIは、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

■接続手順



光ファイバと映像用回線終端装置(ONU一体型ルーター)をつなぐ





映像用回線終端装置 (ONU一体型ルーター)と 分配器の入力端子を 同軸ケーブルでつなぐ

分配器の出力端子と TVの入力端子(背面等)を、 同軸ケーブル等でつなぐ テレビの使用説明書等を 参考にチャンネル設定を する

ご利用開始 テレビ1では地上デジタル、BSデジタル放送、専門チャンネル放送が視聴できます。

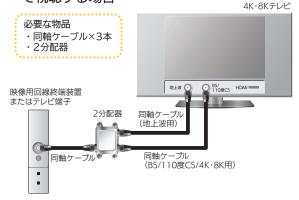
機器の接続例

■4K8K衛星放送を視聴する場合に必要な物品と接続例

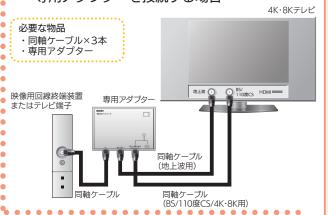


■4K8K衛星放送チューナー内蔵テレビ

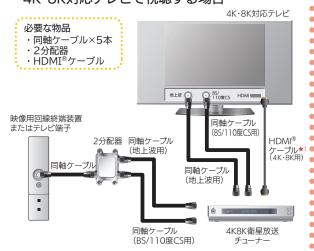




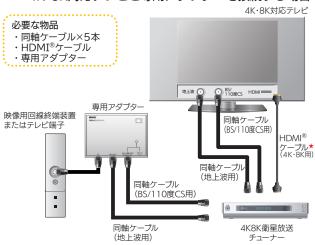
■4K8K衛星放送チューナー内蔵テレビと 専用アダプターを接続する場合



■4K8K衛星放送チューナーと4K・8K対応テレビで視聴する場合



■4K8K衛星放送チューナーと 4K・8K対応テレビと専用アダプターを接続する場合



- ★1 4K対応テレビと4Kチューナーの接続には、HIGH SPEED(カテゴリー2)に対応したHDMI®ケーブルをご使用下さい。 HDMI®端子はHDCP2.2と4K60Hz入力に対応している必要があります。
- ※テレビ端子での視聴は、映像用回線終端装置と共聴設備との接続工事を実施した場合に視聴可能となります。また、岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に対応したテレビ端子は、BS/CS放送を通過させる70~2150MHzに対応したF型端子となります。お客さまの設備状況等によりご視聴いただけない場合があります。
- ※HDMIは、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ※専用アダプターについては岩手ケーブルテレビジョン(株)にお問い合わせください。
- ※接続方法は一例となります。ご利用のテレビおよびチューナー等により接続形態が異なりますので、テレビおよびチューナー等の取扱説明書をご確認願います。

ご利用上の留意事項

■留意事項

■必要機器および接続方法について

- 専門チャンネル放送のご視聴には、岩手ケーブルテレビジョン(株) からレンタルされるSTB(セットトップボックス)が必要となります。
- ●テレビまでの接続工事は、岩手ケーブルテレビジョン(株)が実施します。岩手ケーブルテレビジョン(株)が実施するテレビ接続工事に関わる費用は、工事内容により異なります。

●4K8K衛星放送のご視聴には、4K8K衛星放送の受信に対応 したテレビまたは、チューナーが必要となります。また、一部の チャンネルのご視聴には専用アダプターが必要です。詳しくは 岩手ケーブルテレビジョン(株)へお問い合わせください。

ブースター

複数の部屋のテレビ端子にテレビ信号を分配すると信号が弱くなり、テレビ映りが悪くなることから、本事象を防止するためテレビ信号を増幅する場合に設置します。



※写真はイメージです

テレビ端子

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に対応したテレビ端子は、BS/専門チャンネル放送を通過させる70~2150MHzに対応したF型端子となります。

テレビ端子の種類 岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光対応可否 F型端子 対応可能 対応不可(端子交換) フィーダー 端子 対応不可(端子交換)

同軸ケーブル

同軸ケーブルとは、主に通信やテレビ接続などに使用される多重構造のケーブル(電線)の一種です。 同軸ケーブルの先端部分がプラスチック製のものは推奨しません。



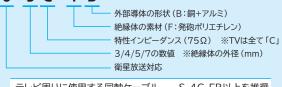
●同軸ケーブルの外観



●同軸ケーブルの名称構成

同軸ケーブルには「C」と「D」のいずれかの表示があり、テレビ用の特性インピーダンス75 Ω の同軸ケーブルは「C」と表記されております。また、「C」の前にケーブル外径が表記されております (3/4/5/7)。





テレビ周りに使用する同軸ケーブルS-4C-FB以上を推奨住宅内幹線に使用する同軸ケーブルS-5C-FB以上を推奨

■視聴条件等について

- お客さま宅内設備の状況等により、ブースターの設置、 同軸ケーブルの張替え等が必要となる場合があります。
- ●NTT東日本設備または放送事業者設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。

■岩手ケーブルテレビジョン(株)からの通知に伴うサービスの解約について

●お客さまからの岩手ケーブルテレビジョン(株)の放送サービスの解約申し込み等により、お客さまが岩手ケーブルテレビジョン(株)と締結するデジタルDXコース等の契約が解除となった場合、NTT東日本は岩手ケーブルテレビジョン(株)からの通知に基づき、フレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除する場合があります。

ご利用料金のお支払いについて

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

| 岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光のご利用料金とお支払い方法

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に関する料金は、NTTグループ100%出資会社のNTTファイナンス株式会社お よび岩手ケーブルテレビジョン(株)よりそれぞれ請求いたします。NTTファイナンスからご請求させていただく毎月の ご利用料金のお支払いには、便利な「口座振替によるお支払い」、「クレジットカードによるお支払い」をご利用ください。

NTTファイナンスからご請求する料金

初期費用

・フレッツ・テレビ伝送サービス工事費

月額利用料

・フレッツ・テレビ伝送サービス利用料

岩手ケーブルテレビジョン(株)からご請求する料金

初期費用

・テレビ接続工事費

•加入料

月額利用料

・デジタルDXコース等利用料

お支払い方法

①口座振替 ②クレジットカード

③請求書

お支払い方法 口座振替

※岩手ケーブルテレビジョン(株)へのお支払い方法は、岩手ケーブルテレビジョン (株)の加入申込書等でご確認ください。

①口座振替によるお支払い方法

お客さまの預金口座から毎月のご利用料金を自動的にお支払いいただく方法です。口座振替をご利用のお客さま には、前回の領収証・今回ご請求分の口座振替のお知らせ、およびご利用料金内訳書をお送りします。

(アレリング をお申し込みいただくと、「口座振替のお知らせ」等を郵送に代えて、Web上でご照会いただけます。

②クレジットカードによるお支払い方法

毎月のご利用料金をお客さま指定のクレジットカードでお支払いいただけます。

お支払日はお客さまがご指定の各クレジットカード会社の規約に基づいた指定日のお支払いとなります。

※お申し込み以降、毎月の利用料金が自動的にクレジットカード会社に通知され、お客さまに請求されます。コンビニエンスストア、NTT東日本の窓 口などでのクレジットカード支払いはご利用いただけませんので、ご了承ください。

NTTファイナンスからの請求金額の合計については、クレジットカード会社の利用明細によりご確認ください。 なお、ご利用料金の内訳については、インターネットにてご覧いただける(のより)が によりご確認いただくことが 可能です。

※別途、「@ビリング」のお申し込みが必要です。※NTTファイナンスからは「請求書」、および「領収証・口座振替のお知らせ」等は送付いたしません。













NTTグループカード

JCB AMERICAN EXPRESS

③請求書によるお支払い方法

NTTファイナンスからお送りする所定の払込用紙で金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いいただく方 法です。口座振替・クレジットカード払いをご利用でないお客さまには、お支払期限の10日前までに請求書およびご 利用料金内訳書を郵送します。お支払期限までに下記金融機関窓口、コンビニエンスストア等へ請求書をご持参い ただき、お支払いください。

お支払い場所

お近くの銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農業協同組合、郵便局、 「NTT東日本電話料金窓口」の表示があるコンビニエンスストア

NTTファイナンスからご請求させていただいているお客さまへご注意

- ●ご請求金額(振替させていただく金額)はNTTファイナンスのサービスである「Webビリング」でご案内いたします。「Webビリング」について詳しくは、 NTTファイナンスHP (https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/webbill/)をご覧いただくか、「NTTファイナンスWebビリング受付担当」 0800-333-0030 (通話料無料 受付時間:午前9時~午後5時 月~金曜日(祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く))へお問い合わせください。
 ●@ビリングにてご確認いただけるNTT東日本ご利用料金内訳と、NTTファイナンスからのご請求金額は異なる場合もございますので、あらかじめご了
- 承ください。
- ●奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月に2ヶ月分をご請求いたします。 詳細は、弊社ホームページ (https://web116.jp/ryoukin/statement/kakugetsu.html) をご確認ください。

ご利用料金のお支払いについて

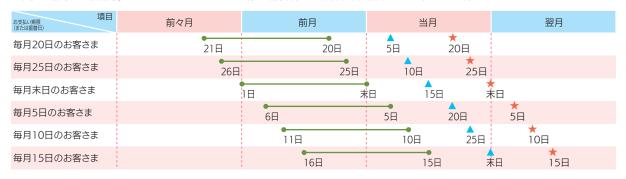
■ご利用料金の計算期間と請求書発行日等の標準例

ご利用月のお支払い期限(または振替日)につきましては下表をご参照ください。

※フレッツ・テレビ伝送サービスのご利用料金の請求に関しては、「00」で始まる10桁のお客さま番号または電話番号の請求書等発行スケジュールにより 異なります。

【請求書等発行スケジュール(標準)】

「お支払い期限(または振替日)」については、NTTファイナンスから送付する請求書(または領収書・口座振替のお知らせ)により、ご確認ください。



●──●: 料金計算期間 ▲: 請求書発行予定日 ★: 支払い期限日(口座引き落とし日)

■ご利用料金内訳書について

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光において、NTT東日本ご利用分は、「フレッツ・テレビ伝送サービス利用料」として記載されます。なお、岩手ケーブルテレビジョン(株)の放送サービス利用料は、岩手ケーブルテレビジョン(株)の指定した金融機関のお客さま加入者口座より引き落とし等によるお支払いとなります。詳しくは岩手ケーブルテレビジョン(株)にお問い合わせください。

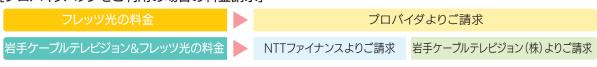
※岩手ケーブルテレビジョン(株)の放送サービスの内訳書はご契約いただいた後、初回のみ岩手ケーブルテレビジョン(株)よりお客さまに発送いたします。



■プロバイダパックをご利用のお客さまへ

フレッツ光をプロバイダパックでご利用の場合、フレッツ光の料金はプロバイダからのご請求となりますが、岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光の料金については、別途NTTファイナンスおよび岩手ケーブルテレビジョン(株)よりご請求させていただきます。

[プロバイダパックをご利用の場合の料金請求]



料金をお支払いいただけないときは

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光の利用を停止し、さらには契約の解除をさせていただくことがありますので、ご了承ください。 ※お支払期限後に支払われた場合は、利用規約に基づき年最大14.5%の割合で計算した延滞利息を加算させていただく場合もありますのでご了承ください。

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページ でご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

▲フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約(抜粋)

- 新し来 Rotal (規約の適用) (規約の適用) 第1条 当社は、このフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約(以下[規約]といい ます。)を定め、これによりフレッツ・テレビ伝送サービス(当社がこの規約以 外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。 rvv-nnnMmrと、ため、てがい、より症状するものを除さます。)を提供します。 ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件に よります。
- (注) 本条のほか、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスに附帯するサービス (当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)を、 の規約により提供します。(規約の変更)
- (規約の変更) 32条 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他
- 日本のに対力を主い物と、大きでは対して対していた。 の適切な方法で周知します。 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していた だきます。
 - ①当社ホームページにおける掲載 ・

 - ① 当在ホームペーシにのいる79年 ②電子メールの送信 ③ C D R O M 等の記録媒体の交付 ④ ダイレクトメール等の広告への表示

第2章 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域 (フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域) 第4条 当社のフレッツ・テレビ伝送サービスは、別記 1 に定める提供区域におい て提供します。

(契約の単位)

- (契約00年121) 55条 当社は、利用回線(当社が別に定める登録一般放送事業者及び届出一般放 送事業者(以下、登録一般放送事業者と届出一般放送事業者を総称して、「一般 放送事業者」といいます。)が、第1種契約者回線の通信相手先として指定した ものに限ります。)1回線ごとに1のフレッツ・テレビ伝送サービス契約を締結
- ものに限ります。)」「回縁ここに「のフレッツ・アレと伝送り一と人类的を締結します。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、それぞれ」のフレッツ・テレビ伝送サービス契約につき1人に限ります。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の契約者(その利用回線が 光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、 その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。)と同一の者に限

(回線終端装置の設置)

- (回線髹編表面の版画) 第6条 当社は利用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 (契約申込の方法) 第7条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に提出していただきます。 (1) 利用回線に係る契約者名及び契約者回線等番号
 - (2) その他契約申込の内容を特定するための事項

- (2) その他契約申込の内容を特定するための事項 (契約申込の承銘) 第8条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みがあったときは、受 け付けた順序に従って承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないこ とがあります。 (1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをした者が、その利用回線の契 約を締結している者(その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約 に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者 が指定する者とします。)と同一の者とならない場合 (2) フレッツ・テレビ伝送サービスを提供すること又は保守することが技術上著 しく困難なとき。 (3) フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをした者がフレッツ・テレビ伝 送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれ があるとき。 (4) 第32条 (利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務) の規定に

- (4) 第32条 (利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務) の規定に
- (4) 第32条(利用に係るノレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。 (5) 料金表第1表1(2)に規定する建物一括契約型料金(以下「建物一括契約型料金」といいます。)に係る利用料金を適用する場合を除き、フレッツ・テレビ伝送サービスを同一世帯以外において利用するとき(その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限ります。)又は同一の場所以外において利用するとき(その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外でおより場合に関わます。
- ある場合に限ります。) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約内容の変更) (契約内容の変更) 第9条 (略)

第9条 ゎヮ゙゚゚゚゚゚゙゛ (┗ff) (フレッツ・テレビ伝送サービスの利用の一時中断)

- (フレッツ・テレビ伝送ゲーとスの利用の一時中間) 前10条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から請求があったとき(その利用回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した回線終端装置を移動文は取りはずすときに限ります。)は、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用の一時中断(フレッツ・テレビ伝送サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時かに利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。
- す。
 (フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡)
 第11条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利(フレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づいてフレッツ・テレビ伝送サービス契約を基づいてフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
 2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に請求していただきます。
 ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
 (注)本項の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。
 3 当社は、前項の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲

- 渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 (1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利を譲り受けようとする者がフレッツ・テレビ伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係る権利の譲渡が、その利用回線に係るサービス利用権の譲渡に伴うものでないとき。
 (3) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がその利用回線に係るサービスの利用権を譲り受けようとする者(その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づきとまする者とします。)と同一の者でないとき。
 4 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人に、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人に、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人に、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、また。
- 条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みらます。)を承継します。
 (フレッツ・テレビ伝送サービスの転用)
 第11条の2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者(建物一括契約型料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービス契約者(建物一括契約型料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービスをあもの及びその利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)は、フレッツ・テレビ伝送サービスの転用(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が現して利用しているフレッツ・テレビ伝送サービスの転用(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が現して利用しているフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求(第11条6の3に規定するフレッツ・テレビ伝送サービスの転用の請求があった場合を除さます。)することができます。
 2 当社は、前項の規定によりそのフレッツ・テレビ伝送サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 (1) 第8条(契約申込の承諾)第2項各号のいずれいに該当するとき。(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事

- あったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 (1) 第8条(契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当するとき。
 (2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。
 3 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスの転用があったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から当社と締結している転用前のフレッツ・テレビ伝送サービス契約者から当社と締結している転用前のフレッツ・テレビ伝送サービスの転用があったものとして取り扱うこととします。
 (フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更)
 第11条の3 フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の第1条の3 フレッツ・テレビ伝送サービス又契約者 (建物一括契約型料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更 (その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。) は、アレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更(その利用回線に係する者又はそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更(その利用回線に係立る者又はそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者が、現に利用しているプメーラボレーションモデルに関する契約を指している光にファンビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービス又はフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービススはフレッツ・デレビ伝送サービスを開いて提供する電気通信サービススはフレッツ・デレビ伝送サービスを開いて提供する電気通信サービススはフレッツ・デレビ伝送サービスのであるまり、加速のであって、別に利用しているフレッツ・テレビ伝送サービスから移行する場合を除きます。)に移行することをいいます。以下同じとします。)を請求することができます。)に移行することをいいます。以下同じとします。)を請求することができます。

- (1) ポロラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気 通信事業者が承諾しないとき。 3 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更があったときは、フレッ ツ・テレビ伝送サービス契約者から当社と締結している事業者変更前のフレッ ツ・テレビ伝送サービスについて解除の通知があったものとして取り扱うことと します
- 。。 (フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約
- の解除)

 第12条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、フレッツ・テレビ伝送サービス

 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属フレッツ・テレビ伝

 送サービス取扱所に書面により通知していただきます。

 (当社が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除)

 第13条 当社は、次の場合には、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除す
- 第13条
- ることがあります。 (1) 第17条 (利用停止) の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止されたフレッツ・テレビ伝送サービス契約者が、なおその事実を解消しない
- (2) 前号の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止する ことが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第 17条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。
- 17条 (利用停止) 第1項名号の規定のいずれかに該当するとき。
 2 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除します。
 (1) 利用回線について、契約の解除(利用回線に係る契約者回線の移転、サービスの転用、サービスの事業者変更若しくは第3条(用語の定義)に定める利用回線において他のサービスの契約申込を伴うものを除きます。) 又は第3条に定める利用回線において他のサービスの契約申込を伴うものを除きます。) 又は第3条に定める利用回線にかいて、サービスの刑権を譲渡があったとき。
 (2) 利用回線について、サービスの利用権の譲渡があった場合であって、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。
 (3) 利用回線が、移転等によりフレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域外となったとき。

- の 『江川日本の本本 なったとき。 3) 一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指
- (4) 一般放送事業者が、第1種契約者回線の週間ではすか、このことではから 定を解除したとき。 (5) 当社が別に定めるフレッツ・テレビ伝送サービス契約について、フレッツ・ テレビ伝送サービスを提供することが技術的に困難なとき又は保守することが 着しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき 3 当社は、前2項の規定により、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除 しようとするときは、あらかじめフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にそのこ とを通知します。ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に 基づき提供される場合は、この限りでありません。 (その他の提供条件)
- 至フさ時代される場合は、この成りとのりません。 (その他の提供条件) 314条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に関するその他の提供条件について は、別記2及び3に定めるところによります。

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページ でご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

第4章 回線相互接続 (回線相互接続) 第15条 (略)

第5章 利用中止等

- (利用中止) 第16条 当社は、次の場合には、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止する ことがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。 (2) 第19条 (通信利用の制限等) の規定により、フレッツ・テレビ伝送サービス
- 。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 (利用停止)

- (利用停止) おけるといるのである。 (利用停止) 第17条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間(そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務(この規約の規定により、支払いを要することとなったフレッツ・テレビ伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止することがあります。
 (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第25条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
 (2) 第32条 (利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務)の規定に違復反したとき。

 - 違反したとき。
 - た区グにとる。 5) 利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業 者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通 信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- 信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。 1) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常 がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行 う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合して いると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から
- 取りはずさなかったとき。 (5) 一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止したとき。 (6) 前5号のほか、この規約の規定に反する行為であってフレッツ・テレビ伝送
- 5) 削り号のほか、この焼料の水上に及りの行為にのコこフレッフ・ナレビは及 サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を 及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 当社は、前項の規定により、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用停止をする きは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をフレッツ・テレビ伝 は、ここではないになった。
- 送サービス契約者に通知します。

第6章 通信

- (通信の条件) 第18条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、そのフレッツ・テレビ伝送サー ビスに係る通信について、その利用回線に対して1の当社が別に定める映像通信 網サービスの第1種契約者回線からの通信(その第1種契約者回線からの着信に
- 網サービスの第1 種契約者回線からの週信(その第1 種契約者回線からの海信に 限ります。)を行うことができます。 (通信利用の制限等) 15条。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線に係る契約約款等 に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そ のフレッツ・テレビ伝送サービスを利用することができないことがあります。

- 第7章 料金等 第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用) 第20条 当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの料金は、利用料金に関す る料金とし、料金表第1表、料金等)に定めるところによります。 2 当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの工事に関する費用は、料金表 第2表 (工事に関する費用)に定めるところによります。 (注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するフレッツ・テレビ伝送 サービスの利用料及び請求書等の発行に関する料金及び事業者変更手数料を合算

したものとします。 第2節 料金等の支払義務 (利用料金の支払義務)

- (利用料金の支払表務) 2.1条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その契約に基づいて、当社がフ レッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した日(建物一括契約型料金について はその適用の開始があった日)から起算して、フレッツ・テレビ伝送サービスの 解除があった日(建物ー括契約型料金についてはその適用の廃止があった日)の 前日までの期間(提供又は適用を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の 日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定す る利用料金の支払いを要します。 2 前項の期間において、利用の時中断等によりフレッツ・テレビ伝送サービのま 本利田オスニとができない状態が低生いたときの利用料金の支払いは、次にとり 本利田オスニとができない状態が低生いたときの利用料金の支払いは、次にとりま
- を利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によりま
- 7。 (1) 利用の一時中断をしたときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、そ
- (1) 利用の一時中間をしたとさは、プレッツ・アレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 (2) 利用停止があったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 (3) 前2号の規定によるほか、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次の場合を除き、フレッツ・テレビ伝送サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	L
1 フレッツ・テレビ伝送サービス契	
約者の責めによらない理由により、	
そのフレッツ・テレビ伝送サービス	
を全く利用できない状態(その契約	
に係る電気通信設備によるすべての	
通信に著しい支障が生じ、全く利用	
できない状態と同程度の状態となる	
場合を含みます。以下この表において	
同じとします。)が生じた場合(2欄	
に該当する場合を除きます。)にその	
ことを当社が知った時刻から起算し	

支払いを要しない料金 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスについての知田時代 ビスについての利用料金

て、24時間以上その状態が連続したと き。

当社の故意又は重大な過失により そのフレッツ・テレビ伝送サービス を全く利用できない状態が生じたと

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスについての利用料金

- 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその 料金を返還します。 (工事費の支払義務)

(工事質の交払義務) 第22条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求 をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表 (工事に関する費用) に規定する 工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下こ の条において「解除等」といいます。) があった場合は、この限りでありませ ん。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を 派遣します

ん。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返遺します。 返遺します。

「工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、フ レッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときま でに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきま す。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額 を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

- 用 3 卸 料金の計算等 (料金の計算等) 第23条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通 則に定めるところによります。 (注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった 場合の取扱いについては、別配9の2に定めるところによります。 第4節割増金及び延滞利息

(割増金)

- (割増金) 第24条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。
- 割増金として支払っていただきます。 (延滞利息) 第25条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を 除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期 日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大14.5%の割合 で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この 限りでありません。 (注1)第25条の2(債権の譲渡)の規定に規定する当社が別に定める場合に該当 する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間に ついても、365日当たりの割合とします。 (注7)当4世、延滞利息の他に詰求する料金その他の債務がない場合は、延滞利

- ついても、365日当たりの割合とします。 (注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。 第5節 債権の譲渡

第25条の2

第5即 慎権の課級 (債権の譲渡) 第25条の2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が、この規約の規定に より支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定 める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を 除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事 業者は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請

第8章保守

- 第8章 保守
 (フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の維持責任)
 第26条 フレッツ・デレビ伝送サービス契約者の維持責任)
 第26条 フレッツ・デレビ伝送サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信
 設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
 (フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の切分責任)
 第27条 フレッツ・デレビ伝送サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信
 設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備に故障
 のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
 2 前項の確認に際して、フレッツ・デレビ伝送サービス契約者から要請があった
 ときは、当社は、フレッツ・デレビ伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果をフレッツ・デレビ伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果をフレッツ・デレビ伝送サービス取扱所において対験を行い、その結果をフレッツ・デレビ伝送サービス契約者の請求により当社の係員
 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、フレッツ・デレビ伝送サービス契約者の請求により当社の係受は、フレッツ・デレビ伝送サービス契約者にその派遣に要した費用の額は、バ流に要した費用の額は、バ流遣に要した費用の額に消費
 税相当額を加算した額とします。
 (注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているフレッツ・デレビ伝送サービス契約者には適用しません。
 (修理又は復旧の順位)
 第28条 当社は、当社の設置した電気通信設備が数障し、又は減失した場合に、その全部を修理し、又は刻けでなってその電
- (修理又は復日の順位) 第28条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定め

たもの	に限ります。		
順位	が 修理又は復旧する電気通信設備		
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 適信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の併給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記16 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関 に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除 きます。)		

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページ でご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

第9章 損害賠償 (責任の制限) 第29条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスを提供すべき場合において、当社 の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのフレッツ・テレ ビ伝送サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全 ての通信に著しい支節が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合 を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時 刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのフレッツ・テ レビ伝送サービス契約者の損害を賠償します。 2 前項の場合において、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間 の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金を発生した損害とみ なし、その額に限って賠償します。 3 当社の放意又は重大な過失によりフレッツ・テレビ伝送サービスの提供をしな かったときは、前2項の規定は適用しません。 (注)本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料 金表通則の規定に準じて取り扱います。 (免責)

第30条

(代責) 第300年 (代責) 第300年 (代責) 第30条 当社は、プレッツ・テレビ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、プレッツ・テレビ伝送サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に掲書を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。2 当社は、この規約等の変更により自営端未設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(プレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に設置する電気通信機の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含ます。)ただし、端末設備等の接続の技術の条件に以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(プレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に設置する電気通信値の変更に対した機定に係る部分に限り当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。 ちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

第10章 雑則 (承諾の限界) 第31条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から工事その他の請求が あった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守すること が著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾し ないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。 ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところにより

ょす。 (利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務) 第32条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次のことを守っていただきま

第32条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次のことをすっていたにきょす。
(1) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条をの他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端未設備若しくは自営電気通信設備の接続者しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
(2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと
(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
(4) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備をで失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等)第33条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等)第33条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者がありの利用回線等の設置場所の提供等)については、別記4に定めるところによります。

- (フレッツ・テレビ」は
 第34条 (略)
 (フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名の通知等)
 第35条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、一般放送事業者から請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名及び住所等を、その一般放送事業者に通知する場合があることについて、同意していただき

を、その一般放送事業者に適知する場合があることについて、同意していただきます。
2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等そのフレッツ・テレビ伝送サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
3 規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第17条(利用停止)の規定に基づきそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者のにおいて、当社がそのフリッツ・テレビ伝送サービス契約者のにおいて、時意していただきます。
4 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が第25条の2(債権の譲渡)の規定に基づき待ちであることについて、同意していたぎきます。
5 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が第25条の2(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
5 フレッツ・テレビ伝送サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
5 フレッツ・テレビ伝送サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供するものであって、その利用回線が、コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供するものであって、その利用回線が表している電気通信事業者がよって、その利用回線に係るサービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更のが確かしていただきます。

、同意していただきます。 - 般放送事業者からの通知) 16条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が、料金若しくは工事に関

する費用の適用又はフレッツ・テレビ伝送サービスの提供に当たり必要があると きは、一般放送事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのフレッツ・テレビ伝送サービスを提供するために必要なフレッツ・テレビ伝送サービスを提供するために必要なフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。 (法令に規定する事項) 第37条 (略) (閲覧)

この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当 第38条 社は閲覧に供します。

(附帯サービス) (3) 第39条 フレッツ・テレビ伝送サービスに関する附帯サービスの取扱いについて は、別記10から15に定めるところによります。

? フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域) フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域 (日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3 項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)のうち当社が別 に定める区域とします。

都道府県の区域

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

(2) 当社のフレッツ・テレビ伝送サービスに係る通信は、同一の都道府県の区域 における当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線と利用回線

- における当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線と利用回線との間において提供します。
 2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継
 (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。
 (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 同様とします。
- 同様とします。
 (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1)人を代表者として取り扱います。
 (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継においての届出がないときは、当社は、その利用回線(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係る契約者の地位の承継の届出をもって、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
 (注) (1)かび(2)の4月にかわたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに(注) (1)かび(2)の4月にかわたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに(注) (1)かび(2)の4月にかわたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに(注) (1)かび(2)の4月にかれたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに(注) (1)かび(2)の4月にかれたるボールに対しては、1月間の線が光コラボルージュンエデルに
- (注) (1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

9。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名等の変更の届出 1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは 居所又は請求書の送付先に変更があったときは、これを証明する書類を添え て、速やかに所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきま

その変更があったにもかかわらず所属フレッツ・テレビ伝送サービ ただし、その変更があったにもかかわらず所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に属出がないときは第13条(当社が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除)及び第17条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。(2)(1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
(注)(1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに開する表数に基づき提供される場合は、当社が別に完めるよってによりま

関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによりま

す。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

ノレッツ・テレビ伝送サービース契約者からの利用回線等の設直場所の提供等()利用回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が利用回線等を設置するために必要な場所は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から提供していただきます。ただし、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から要請があったときは、当社は、その利用回線等の設備所を提供することがあります。(2)当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から提供していただくっとがあります。

- に必要な電気は、フレッツ・アレビ伝达サービス来が自かったに、ことがあります。
 3) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。自営端未設備の接続(略)自営端未設備に異常がある場合等の検査(略)中世電标通信路備の接続(略)

- 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 (略) 当社の維持責任

ラ ヨ社の維持責任 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵 政省令第30号)に適合するよう維持します。 9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であっ た場合の取扱い フレッツ・ニースでディー

た場合の取扱い フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第21条 (利用料金の支払義務) 及び第22条 (工事費の支払義務) の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の額とこの規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の額とこの規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の直との規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との業額を含みます。) の支払いを要します

- 村本式に上める中本式は上手に関する資用の支払いを要ります。

 0 適格請求書の発行
 (1) 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から請求があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
 (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その適格請求

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページ でご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)の第1 に規定する適格請求書の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します 支払証明書の発行

- 書の発行を受げたときは、料金表第3表 (附常サービスに関する料本等)の第1 に規定する適格請求書の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。
 11 支払証明書の発行
 (1) 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者等から請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスに保る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービスに保る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービスの料金をの他の債務(この規約の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)を発行します。
 (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書)といいます。)を発行します。
 (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)の第2に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
 12 情報料回収代行の承諾
 (1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、一般放送事業者が提供する一般放送サービス(フレッツ・テレビ伝送サービスを利用することにより有料で提供を受けることができるサービスであって、一般放送事業者が、当社による子根供を受けることができるサービスであって、一般放送事業者が、当社によるその料金の回収代行にこいて当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下、この別記11から13において同じとします。)の利用があった場合とは、まの一般放送サービスの利用の際に、情報提供者が知らせずる料金を心にます。とを承諾していただきます。
 (2) 当社は、情報提供者から請求があった場合は、その一般放送サービスの利用者に係る氏名及び住所等をその情報提供者に通知することがあります。この場合、名のとります。
 (3) 当社が定める開間が発き過しても回収できない当該サービスの利金については、「対しツッ・テレビ伝送サービスの利金にこかの開金に適用りに表すします。この場合、名の当該サービスの利金は、その判断とします。)ことに集計のうえ請求します。
 (2) (1)の場合において、請求する当該サービスの料金は、当社の機器により計算します。) にまずののお送せ、単の対送サービスの料面は、当社の機器により計算します。

- します。 14 情報料回収代行に係る免責
- リロ・メヤドロ・バルドルマング見 当社は、一般放送サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理 による損害については、責任を負いません。 屋内同軸配線工事

- ~ /生: ハーワーサーロロールクエーデ (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その利用回線が、当社が別に定め 7 当社は、実別省から調水がありたことは、ていか旧日線が、当社が別にため る一般放送事業者が第一種契約者回線の通信相手たとして指定した利用回線で ある場合に限り、屋内同軸配線(その利用回線の回線終端装置から自営端末設 備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、同じとします。)に係る
- 工事を行います。 (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する工事費の支払いを要します。 (3) 屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、フレッツ・テレビ伝
- 送サービスの場合に準ずるものとします。 16 新聞社等の基準

	WIED IT O 42 TH	
	区分	基 準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議す ることを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹 放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
10 A T		

料金表

_____ (料金の計算方法等)

- 問別
 (料金の計算方法等)

 1 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者がその契約に基づき支払う料金
 のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
 ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。

 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(第1表2(2)(請求書等の発行
 に関する料金の額)を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。
 (1)料金月の初日以外の日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の提供の開始又は建物ー括契約型料金の適用の開始があったとき。
 (2)料金月の初日以外の日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除又は建物ー括契約型料金の適用の廃止があったとき。
 (3)料金月の初日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除又は建物ー括契約型料金の適用の廃止があったとき。
 (4)料金月の初日以外の日にそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービスについて、建物ー括契約型料金の適用を受けている場合に限ります。)について、当社と合意した戸数の変更の申出を当社が承諾した日から適用します。
 (5)第28条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 (6)4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- (3) オンド (ペリかイエの) 大小教が カンタッカン ちいないがたにはヨッシこと。 (6) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第21条 (利用料金の支払義務) 第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっ ては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなしま
- す。 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算 (端数処理)
- 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた 場合は、その端数を切り捨てます。
- 場合は、その5歳分で切り拾くみす。 (料金等の支払い) う フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金及び工事に関する費用につい

- て、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- て、文払相に切断するの順行になって交払っていたださます。 (料金の一括後払い) B 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、フ レッツ・テレビ伝送サービス契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が 指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- (前受金)

 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
 (注) 9 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
- (消費税相当額の加算)
- /月貝(MTH=16KO)/川戸) り 第21条(利用料金の支払義務)から第22条(工事費の支払義務)までの規定 その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払い を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算し
- た額とします。 (注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。) によるものとし
- ます。 (注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額を いいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格としま
- (注3) この規約の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関す る費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。 (料金等の臨時減免)
- 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがありま
 - ,。 (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のフレッツ・テレビ伝送サー ビス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

1 適用	市グーレスの付金を除さるす。)
区分	内容
	当社は利用料金について、1利用回線ごとに適用します。
(2) 建物一括契 約型料金の適 用	当社は、契約者から申出があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金について、利用料金別表に定める建物 一括契約型料金を適用します。
	ただし、その利用料金別表に定める建物―括契約型料金の適用 が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難 であるときは、当社は申出を承諾せず、その利用料金別表に定 める建物―括契約型料金を製剤できないことがあります。この 場合、当社は、その旨を契約者に適知します。
(3) 請求書等の 発行に関する 料金の適用	ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合算して算定します。 イ 発行手数料及び収納手数料は、フレッツ・テレビ伝送サー
	ビス (利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に 基づき提供されるものである場合に関ります。以下この表に おいて同じとします。) の料金その他の債務の支払い (フ レッツ・テレビ伝送サービンの提供を開始した日を含む料金 月及びその翌料金月分に係るものを除きます。) において支 払いを要するものとし、次の場合に適用します。
	区 分 発行手数料等の適用
	(ア)発行手数料 請求書又は口座振替通知書の発行を要する場 合に適用します。
	(イ) 収納手数料 請求書によってフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。
	(注) 本欄に規定する請求書は、別記10 (適格請求書の発行) に規定する適格請求書を含みません。 ウ 次の場合については、2(2) (請求書等の発行に関する料金の 額) の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適 用しません。
	(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者 に譲渡した債権を一括して請求している場合
	(イ) 契約者が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを 含みます。) の場合 (ウ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理
	(ワ) 自在が別に定める場合又は自在がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合
(4)事業者変更 手数料の適用	ア フレッツ・テレビ伝送サービスの申込み(その利用回線に係るサービスの事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。)を伴うものに限ります)をし、その承諾を受けたときに支払いを要します。ただし、事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りでありませ
	ん。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。 イ フレッツ・テレビ伝送サービスの 事業者変更の実施の際現に、同時に2以上の事業者変更(当社が別に定めるものに限ります。)を行う場合は、それらの事業者変更を1とみなして、事業者変更手数料を適用します。

利田料全

日額

料金種別	単 位	料金額
利用料	1利用回線ごとに	450円(税込価格 495円)

岩手ケーブルテレビジョン&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページ でご覧いただけます。 https://flets.com/ftv/agreement.html

(2) 請求書等の発行に関する料金の額

区分	単 位	料金額
発行手数料	1の請求書又は口座振替通知書	150円
	の発行ごとに	(税込価格165円)
収納手数料	1の請求書によるフレッツ・テ	50円
	レビ伝送サービスの料金その他	(税込価格55円)
	の債務の支払いごとに	

(3)事業者変更手数料の額

区分	単 位	料金額
事業者変更手料	1契約ごとに	1,800円
		(税込価格1,980円)

利用料金別表 建物一括契約型料金(建物一括契約プラン)

区分	内容			
(1) 定義等	ビスに 対して できない できない とう できょう にんしょう いんしょう はんしょう いんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんし はんしょく はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	物一括契約型料金」とは、利用回線(当社の I P通信網 契約約款に規定するメニュー5 - 1 の200Mからの品目 限り、利用回線が光コラボレーションモデルに関する奖 き提供されるものを除きます。以下同じとします。) シッツ・テレビ伝送サービスの用に供する場合に、その利 係るフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金につて 用料金)に規定する額に代えて、次表に規定する利用料 、利用回線の利用料金(利用料(タイプ2 のものに係る 修きます。)及び加算額(屋内配線股備の部分の加算額 終端装置利用料に係るものに限ります。)に限ります。 て、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 に規定する額に それぞれ 0 円を適用することをいいます。		
	料金種別利用料	単位 (2) 承諾のイに規定する承諾の際に合意した戸数までの、1の利用回線の終端の場所と同一備内又は建物内における1の戸ごと	料 金 額 (月 額) 450円 (税込価格 495円)	
(2) 承諾	当社は、この利用料金の適用を選択する申出があったときは、次のすべての要件を満たす場合に限り、これを承諾します。 アその利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内に6以上の 戸数がある場合			

約型料金の適用

- 戸数がある場合
 イ その利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内の戸数について、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者と当社の間で合意があった場合
 ウ その利用回線が、当社が別に定める一般放送事業者が第1種契約者回線の通信相手先として指定した利用回線である場合
 ア この利用料金の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日からとします。
 イ 契約者は、この利用料金の適用の申出をし、その承諾を受けたときは、利用回線に係る部分については I P通信網サービス契約約款の規定に準じて工事費の支払いを更します。
 ウ 契約者が、この利用料金の適用の廃止をする場合、この利用料金の廃止日の1か月前までに当社指定の書面により申し出ていただきます。

- 7 契約者か、この利用料金の適用の廃止でする場合、この利用料金の廃止日の1か月前までに当社指定の書面により申し出ていただきます。
 正 この利用料金の適用の廃止があったときは、その利用料金の 適用の廃止日の前日までのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金については、この利用料金の適用し廃止があったときは、利 利 契約者は、この利用料金の適用の廃止があったときは、利 利 用回線に係る部分については I P 通信網サービス契約約款の 規定に準じて工事費の支払いを要します。
 カ 当社と合意した戸数について、変更が生じる場合は、速やかに当社に申出ていただきます。戸数の変更の申出があったときは、(2) 承諾のすべての要件を満たす場合に関り、当社はこれを承諾します。変更後の戸数に基づいた利用料金の適用の開始は、その利用料金の適用を対けているプレッツ・テレビ伝送サービスにの利用料金の適用を廃止します。
 (ア) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったとき。ただし、譲受が、譲渡が同局を得て、この利用料金の適用を廃止します。
 (ア) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったとき。ただし、譲受人が、譲渡人の同意を得て、この利用料金の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。

- の利用材金の適用の総配で甲し出た物口は、この成とこに ありません。 (イ)フレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除があったとき。 クこの利用料金の適用には基本適用期間があります。 ケ前項の基本適用期間は、その利用回線を専らフレッツ・テレ ビ伝送サービスの用に供した日から起算して、2年間としま
- す。 コ この利用料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、基本適用期間内にこの利用料金の適用の廃止があった場合は、第21条(利用料金の支払義務)及び料金表適則の規定にかからず、1利用回線ごとに10,000円(税込価格11,000円)を一括して当社が定める期日までに支払って

第2表 工事に関する費用 工事費

ず貝 1 適用

区分	内 容
(1) 工事費 の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。
(2) 基本工 事費の適用	ア 回線終端装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,900円)まで場合は基本額ののの円税込価格31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。

	1		
(3) 交換機等 工事費及び	交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。		
回線終端装 置工事費の	区分	交換機等工事費等の適用	
適用	ア 交換機等 工事費	フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所の取扱所設 備又は配線盤等において工事を要する場合に適 用します。	
	イ 回線終端 装置工事費	回線終端装置	置の工事を要する場合に適用します。
(4) 割増工 事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額は、2 (工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。		
	工事を施工する時間帯		割増工事費の額
	午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日までの日にあっては、 午前8時30分から午後10時までとします。		その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額
	午後10時から 8時30分まで	翌日の午前	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を 差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額
(5) 工事費の 減額の適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。		

ユース 2−1 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供の開始、利用回線の変更又は その他契約内容の変更に関する工事

	区分		単 位	工事費の額
	(1) 基本工 事費	ア イ以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円(税込価格8,250円) 3,500円(税込価格3,850円)
		イ 交換機等工事 のみの場合	1の工事ごとに	2,000円(税込価格2,200円)
	(2) 交換機等工事費(3) 回線終端装置工事費		1の工事ごとに	1,000円(税込価格1,100円)
			1の工事ごとに	2,000円(税込価格2,200円)

2-2 利用の一時中断等に関する工事 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金等

83表 附帯サービスに関する料金等 第1 適格請求書の発行手数料 1請求ごとに 400円(税込価格440円) (注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料 その他経費 (実費) が必要な場合があります。 第2 支払証明書の発行手数料 支払証明書 1枚ごとに 400円(税込価格 440円) (注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料(実費) が必要な場合があります。 第3 屋内向軸配線工事に関する工事費 (略)

附 則 (略)

基本的な技術的事項 (略)



FLET'S

お問い合わせ先 ………

■フレッツ光、ひかり電話ネクストのサービス内容や料金に関するお問い合わせ、 およびご利用中のお客さまの移転・解約等に関するお問い合わせ

0120-116116

受付時間 午前9時~午後5時 土日・年末年始12月29日~1月3日を除き営業

ホームページ

https://flets.com/catv/iwate/index.html

■フレッツ光、ひかり電話ネクストの故障に関するお問い合わせ

0120-000113

_ お手元に「お客様ID(CAF+数字10桁)」をご用意ください。 「お客様ID」は、フレッツ光、ひかり電話ネクスト開通時の 「開通のご案内」に記載されています。 受付時間 午前9時~午後5時 年中無休 *携帯電話からもご利用いただけます。

※Webでは24時間年中無休で受付を行っております ※故障修理などの対応時間は、午前9時~午後5時とさせていただきます。

ホームページ

https://web113.ntt-east.co.jp/

■放送サービス (岩手ケーブルテレビジョン) のお申し込みやサービス内容、専用アダプター、 料金・解約等および故障・視聴障害等のお問い合わせ先

019-654-7711

受付時間 平日・日祝:午前9時~午後5時

土曜:午前9時~午後3時